民活と各省連携による地籍整備の推進

都市再生の円滑な推進には、土地の境界、面積等の地籍を整備することをが不可欠であることにかんがみ、以下のとおり、国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。

- *15年間で都市部の約5割を実施、10年で全域を概成
- *2 現在までの地籍調査の進捗率は、全国 約45% (DID地域 約18%)

1.基礎的調査の推進

地図整備の基礎となる測量基準点の整備 街区(道路等により囲まれた区域)の角の座標調査 公図を分類 (概ね2年で完了)

2. 地籍調査素図の整備

対象地域の現況に応じて、国土交通省や法務省が連携しつつ、以下 の既存図面を組み合わせることにより、国が全国の都市部における現 行の公図を整備し、精度の向上を推進(地籍調査素図の作成)

地積測量図:民間の開発事業や土地を分筆する等の際に作成され

登記所に置かれている図面

道路台帳附属図面:道路管理者が作成・管理する図面

3. 電子化と正式地図

地籍調査素図を電子化し、これを元に正式な地図化を図るほか、電子地図を国土交通省、国土地理院、法務省等の間で共有化

今後、法務省において、法務局が境界の確定等に関与して迅速に正 式な地図とするための法整備を行う

地図整備の作業手順フロー

